

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例（平成17年清須市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に、同条第3項中「13万円」を「14万円」に、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 賦課限度額の改正について

中間所得者層の負担軽減を目的とした法令改正に準じ改正

| 区分   | 現行   | 改正               |
|------|------|------------------|
| 医療分  | 50万円 | 51万円<br>(1万円引上げ) |
| 支援金分 | 13万円 | 14万円<br>(1万円引上げ) |
| 介護分  | 10万円 | 12万円<br>(2万円引上げ) |
| 合計   | 73万円 | 77万円<br>(4万円引上げ) |

※ 平成23年4月1日から施行

### 限度額世帯数

| 区分   | 22年度 | 21年度  | 増減   |
|------|------|-------|------|
| 医療分  | 355  | 453   | △98  |
| 支援金分 | 331  | 440   | △109 |
| 介護分  | 113  | 136   | △23  |
| 計    | 799  | 1,029 | △230 |